⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、現地の配置予定技術者と工場製作の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、工場製作の配置予定技術者は下記⑹の工事の経験以外の資格を有する者であること。

⑷は、第１号２⑸⑷に同じ。

⑹　平成９年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹及び⑺は、第１号２⑸⑹及び⑺に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑷から⑺までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑹から⑾までは、第１号２⑹から⑾までに同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑷　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　鋼・コンクリート合成床版の品質の確保、向上（壁高欄を含む。）のための工夫とその効果

⑹及び⑹は、第１号３⑴⑹及び⑹に同じ。

⑵　提案について

⑷　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鋼・コンクリート合成床版の品質の確保、向上（壁高欄を含む。）のための工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を技術評価点とする。

⑹は、第１号３⑵⑹に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　契約第一係　古原　　聡　電話06―6942―1141㈹

⑵から⑷までは、第１号４⑵から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷から⑹までは、第１号４⑸⑷から⑹までに同じ。

⑹　開札は、平成25年７月１日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５は、第１号５に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Tanoguti bridge in Kinki Expressway Kisei-Route

⑹　Contact point for tender documentation : Satoru Furuhara the First subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　紀北西道路安上岩出（東側）トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）和歌山県岩出市安上地先　（至）和歌山県岩出市西安上地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝914.2m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）（代表内空断面積　77.2㎡）　Ｌ＝863m、坑門工１基、橋台工（Ｈ＝13m）１基、擁壁工（Ｈ＝13.6mからＨ＝2.5m）Ｌ＝42m、函渠工（内空Ｂ＝4.4m、Ｈ＝5.1m、Ｌ＝13.8m）１基

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年８月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　18,400㎥、鋼材　610ｔ（支保工込み）

⑺から⒀までは、第１号１⑺から⒀までに同じ。

２　競争参加資格

⑴は、第１号２⑴に同じ。

⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷は、第１号２⑶に同じ。

⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が70㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長が700m以上（覆工まで完了）の工事。なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）の工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑷は、第１号２⑸⑷に同じ。

⑹　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋐の要件を満たす同種工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹及び⑺は、第１号２⑸⑹及び⑺に同じ。